

障害のある方に対する 投票所での対応例について

令和5年1月
総務省選挙部管理課

- 相手の立場に立って、安心感を持たれる対応に努めます。
- 困っている方には進んで声をかけます。
- 「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」相手の意思を確認します。

○ 基本的な考え方

- (1) 相手の立場に立って、安心感を持たれる対応に努めます。
- (2) 障害のある方に直接対応するようにします。
- (3) 何らかの配慮が必要と思われる場合でも、本人が必要と考えていることを確認し、対応します。

○ 声がけについて

- (1) 障害者や高齢者の方が不安や不快な思いをされないよう、困っているような状況が見受けられたら、速やかに対応をするようにします。
- (2) 障害の種類や内容を問うのではなく、「どのような手助けが必要か」を本人に尋ねます。

○ コミュニケーションについて

- (1) コミュニケーションが難しいと思われる場合でも、「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」相手の意思を確認します。
- (2) 対応方法がよく分からないときや想定外のことが起きたときは、一人で対応することなく、周囲に協力を求めます。

□ **投票事務従事者から声をかけます。**

周囲の状況が分からないため、相手から声をかけられないと、どうしたら良いか困ってしまうことがありますので、こちらから声をかけるようにします。

□ **そばに行って、名前を名乗った上で、声をかけます。**

声をかけただけの場合、自分に言っているのか分からないため、白杖を持っていない側の腕部もしくは肩に軽く手先（指先）で触れるか、2度ほど軽く叩き、自分が何者かを名乗ったうえで声をかけるようにします。

□ **案内の際は、「○時の方向に○メートル進む」と具体的に説明します。**

「あちら」「これ」「それ」などの指示語では、何を意味しているのかが分からないため使いません。

□ **誘導の際は、相手に自分の腕をつかんでもらい、歩くペースに合わせます。**

慣れないペースで歩くことは、視覚障害のある方には難しく、つまづきや転倒の原因になるため注意して歩きます。

□ **省略せずに、正確に丁寧に情報を伝えます。**

耳からの情報は、視覚障害のある方にとって非常に大切ですので、正確に情報を伝えます。

誘導イメージ

『白杖』には
触れない！



相手に自分の腕を
つかんでもらう



手をひっぱる



相手を後ろから押す



- 「ゆっくり話す」「筆談で対応」「コミュニケーションボードの活用」など、希望にそったコミュニケーションの方法で対応します。
- 口元や表情が見えるよう、正面から対応し、マスクは外します（フェイスシールドを着用）。
- 近づいて、ゆっくり、言葉のまとまりで区切って話をします。

【良い例】

「まっすぐ / おすすみください」

【悪い例】

「ま・っ・す・ぐ・お・す・す・み・く・だ・さ・い」

- 「筆談」の際は、簡潔に・分かりやすく書くようにします。
- 受付窓口に、「耳マーク」を設置し、相談しやすいようにします。



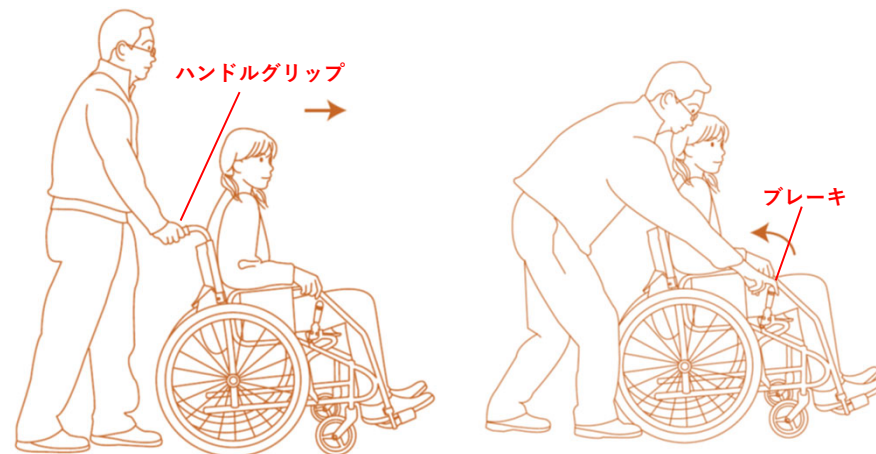
- 車椅子を使用されている場合、少しかがんで同じ目線で話すようにします。
- 車椅子の介助は、押し始める時には「押します」と声をかけてから、ゆっくり押します。また、止まる時もゆっくりと停止させます。
- 電動車椅子の場合には、横について、ペースにあわせて対応します。
- 急がすことのないよう、あわてずにゆっくり対応します。
- スロープの移動が困難な方に対しては、受付まで介助します。

車いすの介助の方法

～「公共サービス窓口配慮マニュアル」（内閣府）より～

■ 車いすの押し方（自走式標準タイプ）

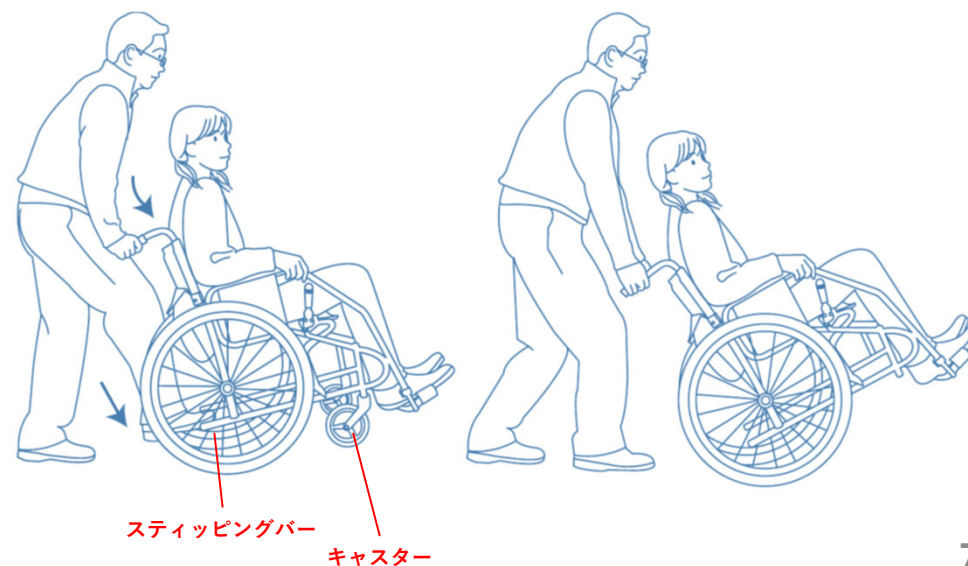
- 1 ハンドグリップを握り、重心を安定させ、からだ全体で押すようにします。押し始める際には、「進みます」「押します」などと声をかけます。
- 2 車いすの背面から側面にかけて立ち、片手でハンドグリップを握りながら、もう一方の手でブレーキをかけます。反対側もハンドグリップを放すことなく、ブレーキをかけます。



■ キャスター上げ（自走式標準タイプ）

- 1 ステッピングバーを踏み込むと同時に、ハンドグリップに体重をかけ、押し下げます。素早く安定させることが安心につながります。
- 2 ハンドグリップをしっかりと握り、ふらつかないようにバランスをとりながら、前に進みます。

※ キャスター（前輪）を浮かして後輪だけでバランスを保つ方法で、段差越え、隙間越え、砂利道などにおいて役立ちます。



- できるだけ絵・図・写真などを使用して分かりやすく説明したり、説明のポイントをメモ書き（漢字はふりがなをつけて）して渡すなどの工夫をします。
- コミュニケーションボードを必要に応じて利用します。
- 繰り返し同じ話をされる方でも、話を途中で遮らずに、対応します。
- 短い文章で説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応するようにします。
- パニック状態でも、強制的に制止せず、少し落ち着いてから対応するようにします。

- 「驚かせない」「急がせない」「自尊心を傷つけない」という点に注意します。
- 説明やお話しをする際は、複数で取り囲まず、できるだけ一人で声かけをします。
また声をかけるときは、まず相手の視野に入って相手と目線を合わせてから
穏やかな口調で声をかけます。
- 短い文章で説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応するようにします。
- 繰り返し同じ話をされる方でも、話を途中で遮らずに、対応します。
- ゆっくり急がせないように対応します。
- 説明するときは、指示的にならないよう「～していただけますか」などお願いするように
穏やかに説明します。

- 視覚障害者の方は、点字を用いて投票することができます。
- 自身で投票用紙の種類を識別できるように、点字投票用紙には点字で選挙の種類を表示します。

利用方法

- 1 投票所では点字用投票用紙と点字器を用意しているため、希望される方に貸し出します。
※普段使い慣れている点字器を持参されている場合は、そちらをご使用いただけます。
- 2 必要に応じて点字器に投票用紙をセットしたものをお渡しします。
- 3 記載後は投票箱の前まで誘導し、記載済み投票用紙を直接投函してもらいます。

- 心身の故障、その他の事由により、自ら候補者の氏名を記載することができない場合、投票管理者に申し出ることで代理投票制度を利用できます。
- 同伴者（付き添いの家族や介護人）などが代筆することはできません。
- 投票所の事務従事者2名が付き添い、そのうち1名が本人の意思に基づき候補者等の氏名を記載します。
- 投票の秘密が保たれるよう、代理投票の記載台を一般の記載台の反対側に配置するなど、代理投票の記載台を一般の記載台から距離をとって配置します。
- あらかじめ候補者氏名等掲示を切り離したカードを提示し、選挙事務従事者が声に出すことなく指差し等で反応を見ること等により、投票の秘密に配慮した形で本人の意思確認を実施します。

※ 代理投票時における投票の秘密に配慮した取組事例等について、総務省HPに掲載しています。

利用方法

- 1 代理投票の利用を投票管理者に申し出ます。
- 2 補助者の1人が選挙人の指示する候補者の氏名を記載し、他の1人が立ち会います。
- 3 記載後は投票箱の前まで誘導し、記載済み投票用紙を直接投函してもらいます。

障害のある方に配慮した投票所の設備

- ・幅が広く堅固な記載台や車イス用の投票記載台
- ・記載台への照明灯の設置
- ・車イス
- ・点字や拡大文字による候補者名簿
- ・標準点字盤、虫眼鏡、老眼鏡、文鎮
- ・コミュニケーションボード及び投票支援カード（※）
- ・スロープの設置（又は常時人的介助が可能な体制をとる）
- ・車いす等が利用しやすい駐車場の確保

※ コミュニケーションボード及び投票支援カードについては、総務省HPに事例を掲載しています。